

Title	近世経済史上に於ける企業家の地位 (三) (フッカー及ウェルザーに関する研究)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.933(59)- 954(80)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

禁止に關する諸法規の全部が悉く撤廢せられて(17 & 18 Victoria c. 90) 微利貸借が完全に古代の偏見より釋放せらるゝまでには尙、多少の曲折を経ざる可らず。(六月十六日稿了)

(附記)余が本篇中に於て論述したる Culpeper, Child, Barbon, North 等が英國經濟學成立史上に於ける地位に就きては、福田博士が「デウキッド・ヒュームの經濟學說」經濟論叢所載に於て精細なる研究を行はれたるものあり。讀者諸君の參讀を乞ふ。余は博士の深遠なる識見と犀利なる論鋒とに多大の尊敬を拂ふを禁ずる能はざると同時に、余が North に關する見解の如き専ら W. J. Ashley 教授に參して、博士の所論に従ふこと能はざりしを遺憾とす。尙、Child が「貿易新論」の出版年次に就きては、武藤教授の周密なる考證あり(國民經濟雜誌所載)。經濟書史上に於ける有益なる研究たるを失はざるなり。

近世經濟史上に於ける企業家の地位(三)

(フツカー及ウエルサーに關する研究)

阿 部 秀 助

四

西曆十五世紀より十六世紀に亘りてハプスブルグ家が歐洲の中原に於て覇權を握りしは、當時其領内より産出せる巨額の貴金屬及非貴金屬殊にチロール方面より齎らされし銀鑛を度外視しては、之れを理解すること不可能なり。又、十六世紀に於けるザクセンが當時に於ける自餘の獨逸聯邦に比して其の國民經濟が顯著なる發達をなし、延んで同國の政治をして鞏固なる基礎の上にしたゝしめしが如きも、之れ亦た同國に於て盛んに採掘せられし銀、及錫の産出に基因せしこと最も大なりとす。試みに前者に就きて之れを見るに、マクシミリアン一世がジュニスと戰はんとするや、彼れは軍用金の必要を感じ、遂に千五百十四年の冬を以てヤコブ、フ

ガーを煩はし、之れが償却の方法としてはチロール方面より採掘せらるゝ銀及銅を千五百十六年より向ふ四年間拂下ぐることを以てせり、而して其額は四萬二千グルデンに達せり、斯くて彼れが餘りにチロールの鑛山を利用せしことは遂に此事業をして殆んど救済の途なき迄に窮境に陥るに至れり、即ち千五百十七年九月十七日付を以てチブリアン・フォン・セルンタインが帝の侍臣ヨハン・レンナーに與えし書狀によれば、帝親しくチロールに來りて、之れが救済策を講ずるにあらずんば到底他に求むる可き方法なきを以てせり、蓋、エー・ヘンベルヒをしてハプスブルグ家の君主中最も家政を紊亂せしものと稱せしめしマクシミリアンに對するフッガーの財的關係は多くの場合を通じてチロール産出の金屬ありしによりしものなりとす、(二)又た十五世紀を通じてサクセンの錫採掘業は著しき發達をなせしも、然かも之れが資金を要すること大なる結果は、同國の君主アルブレヒトをして千四百九十一年を以て之れが取引を業務とする一會社の金主たらしむるに至れり。

(二)

註一 R. Ehrenberg, Das Zeitalter der Fugger. B. I. s. 90.

註二、此事實を證明する材料は現時ドレスデン國立文書館の所藏にかゝる千四百八十九年より千四百九十七年に至るザクセン主計簿なりとす、(Jakob, Srieder, Studien zur Geschichte kapitalistischer Organisationsformen. s. 213)

而して斯くの如きは單に一國の君主に見る現象にあらずして、彼のヤコブ、フッガーをして企業上、一大飛躍をなさしめしが如きも直接、間接、鑛山の業に依ること多く、試みに彼れが一代に於ける資産の増加せし状態を見るに千五百十一年に於ける同家の固定資本は約二十萬フロリンに過ぎざりしが、彼れ逝きし千五百二十七年には約二百萬フロリンを以て數ふるに至り、即ち前後十七年間に於ける同家の利益は九百二十七パーセント之れを平均一年間の増加率を以て現はす時は五十四パーセント二分ノ一となれり、斯くの如き資産は彼れが鑛山事業に關係するにあらずんば、到底集積すること能はざりしものなりとす。

蓋、フッガー家とハプスブルグと財力上の關係を有するに至りしはヤコブ、フッガーの先代ウルリヒ・フッガーの時代即ちフッガー年代記の吾人に示す處によれば千四百七十三年のことにして、爾來千四百八十五年に至る迄は同家に於ける帳簿の散佚せる結果、如何なる状態に存せしやを知ること能はざるも、然かも兩者の關

係は千四百八十五年に至りハプスブルグの系統に屬するチロールのシギスモンド大公によりて突然、大なる財的關係を惹起すに至れり、(三)之れより先きチロール方面に於て經濟上、最も大なる勢力を振ひしものはヴェニス人にして彼等は單に商業上に於て大なる活動をなせしのみならず、同時に此地方に於ける鑛山を經營せしものなりとす、然るに千四百八十七年より其翌年に亘れるシギスモンド對ヴェニスとの戰爭は彼等をしてチロール方面より撤退せしむるに至れり、而して斯くの如き状態は、フッガー兄弟が乗ず可き最好の機會にして、彼等は一面、兩者の間に立ちて平和を促進せしむると共に、更に他の一面に於ては自己にとりて最も恐る可き競争者たるヴェニス人を此方面より、驅逐せんが爲めに、當時シギスモンドがボーツェンの南方プリメルにありて鑛山を經營せしヴェニスの商人に對する損害賠償金十萬フロリンの支拂に窮せるを利用してゼノアのアントニオ・デ・カパリスと協同して以上の金額を支拂ふと共に、更にシギスモンドに對しては當時、チロール方面に於ける有力なる鑛山たるテンツル、フェゲル、ペル、シグワイン、ヤウフネルより採掘せらるゝ銀鑛を以上の負債が償却せらるゝ迄讓渡す可きことを以てせり、而して之れによりてフッガー家が確實に利する處は銀一麻に就き四グルデン乃至五グルデンなりとす。シギスモンドは斯くの如く其領内に他國の王侯をして羨望せしむるに足る一大寶庫を有せしに不拘、キルヒマイルが千五百十九年に「此國にては金となる總ては抵當となれり」(四)と云へるが如く公は之れによりて益々自己の資金を求むるに急にして當時、彼等は有力なる財力上の援助者としてバイエルンのアルブレヒト四世及バウムガルトネル・フォン・クスタインの如きを有せしに不拘、前者は時の獨逸皇帝たりしフリドリヒ三世と王マキシミアン一世とが、嗣子なきシギスモンドの領土に對するバイエルンの勢力の増加を悦ばず、後者はアルブレヒト領内の町人のことゝて此方面に對して充分なる活動をなすこと能はず、斯くてシギスモンド對フッガーの關係は益々親密となり、其結果は千四百八十八年六月九日に於ける大契約の實現を見るに至れり。(五)

註三、チロール(Tirol)にしてTyrolにあらずの現状は奥匈國の一部にして、北はバイエルン東はザルツブルグ、ケルンテン、以太利、南は以太利、西はウオラルベルグ、瑞西、以太利にして其面積約二六八三方杆、國內は瑞西と同じく到る處、山の波ならざるなく、其中にはソルスタインの如くマキシミアンをして狩獵上の危險地帯と目せしめし

處あり、試みにフリクセンタールのホーエン、サルツェに立ちて南方を眺むる時は千古の雪を載けるグロス、クロクネル(三七九八)グロス、ヴェネゲル等の高峯を見るを得可し、次に住民の約半數は獨逸系にして他は以太利人等なり、次に此地方の鑛業は昔時より有名にして現時産するものは錫、炭、鐵、銅、銀、アスファルト等なり、次に此地方の歴史に就きて概観するに之れが先住民はケルト民族にして其後、アウグスマスの際、羅馬人によりて征服せられ、之れが爲めに土地の開墾事業等見る可きものあるに至りしが、四百七十六年東ゴートの爲めに占領せられ、五百五十二年此民族の滅亡と共に、國內分れて二つとなり南部はランゴバルドに屬し、北部は之れに反してパヨアリエルン即ちバイエルンの領する處となれり、然るに八世紀に至り、此地方はバイエルンと共にフランクンの領する處となり、其後十世紀に至り、南部が尚ランゴバルトの所領たりしに對して北部はバイエルンの再興と共に之に隸屬し、千二十七年コンラット二世はトリエントの僧正にトリエント、ボーツエン、ゾキンチガウ、を興えブリクセンの僧正にクラウゼンの北方にあるアイサツクマールとチラーに至る迄の下部インタールとを興えしが、是等の領土は漸次世俗的君主の領する處となり、千三百六十三年、マルガレタ、マウルタシ之れを奧太利大公に興え、ハプスブルグの領土がアルブレヒト三世とレオホルト三世との間に分割せる、や、チロールは千三百七十九年を以て後者の領する處となり、然るにレオホルトの諸子は更に其所領を分つに至りし結果、千四百七年チロールはフリドリッヒ四世の領する處となり、而して

彼れの繼承者にして嗣子なきシギスモンドは千四百九十年を以之れを皇帝マキシミリアン一世に傳えたり。

註四 A. Staber, Das Haus Fugger, s. 22.

註五 千四百八十八年には、單に此大契約のみならず、同年三月七日にはハール鑄造の貨幣を抵當として五千七百九十二グレン同年四月二十三日にはプリメルの銀を抵當として二千二百六十六グレンを借受けしものなりとす。

此初期に於ける大契約は千四百八十八年六月九日よりセント、マルチンの日即ち同年十一月十一日迄、毎月五千グレン即ち合計三萬グレンを交付すると、而して其後は全體を通じて十五萬グレンに達する迄、毎月一萬グレンを貸與す可きを以てし、それに對する償却方法としては他に對する讓渡契約満期後はシュワッ(チロール)鑛山の銀を一切、フッガーに交付するにあり、此場合に於て銀一麻を八グレンに相當するものとなし、其中、五グレンは精煉者の手数料となり、三グレンを各麻に對する自己の利益たらしめ、斯くて負債償却の爲銀、五萬麻を求めんとするにあり、而して此契約に於て最も重要視せられし點は、此契約期限内に於ては一切、シュワッの銀鑛を他に交付すること能はざること、若、萬一、交付せし場合は其行

爲は無効に歸することなりとす、斯くてシギスモントは以上の契約によりて毎月巨額の資金を有するに至りしと共に、フッガーは此契約以來、務めて他の競争者を排除して自からチロールの領主に對して獨占的地位を獲得せんと欲し、爲めに領主をして他の債務者例者バウムガルトネル、フォン・クフスタインの如き徒の手より解放せしめんが爲めに益々熱心に領主との財的關係を密接ならしむるに至れり、其後千四百九十年に至りシギスモンドは大公の地位を當時尙ほ王たりしマキシミアン一世に譲り、自己は定額の年金を得て公生涯より退くに至れり、然かもフッガーの事業は之が爲めに何等の變化を被むることなく、千四百九十四年に至る迄、フッガーがシギスモント及マキシミアンに貸與せし總額は大約六十二萬四千八百八十フロリンに達し、此點を明細に示せるものはヤンセンの「フッガーの初期」の卷末にあるインスブルック文書館所藏文書なりとす、(六)而して以上の總額に對してフッガー家がチロール鑛山より獲得せし銀は二十萬麻にして、政府の規定によりて千四百八十年より千四百九十四年に至る利益を打算する時は約六萬六千フロリンとなるも、然かも當時實際上の利益は以上の額に數倍して、四十萬フロリン

となれり、而して斯くの如き成功を齎らせしは一にヤコブ・フッガーを中心とせるフッガー家の企業的活動が極めて大膽なりしによりしものにして、若、當時にありて、匈牙利王マチアス深く境國內に侵入してチロールを占領せんか、王が果してシギスモント對フッガーの契約を履行するやは大なる疑問と稱するを得可く、加ふるに皇帝にして獨逸帝國內に於て充分なる援助を見出すことなく、マキシミアンにしてニーデルラントを動かざるに於てはハプスブルグの運命は其年ならずして滅亡の淵に沈むに至る可く、之れと共に憫む可き最期を遂げるものはフッガー一家なりとす、然かも事實は之れに反してハプスブルグの勢威益々熾んなるに至りしこととは、フッガー家にとりて開運の守に等しく、斯くてハプスブルグの勢力範圍には到る處にフッガー家の活動を見るに至れり。

註六 (Max. Jansen. Die Anfänge der Fugger. s. 113-124)

ヤコブ・フッガーのチロール方面に於て最も成功せし時期は千五百十八年末にして、實に皇帝マキシミアンがウエルスに於て永久の眠に就きし前年のことなりとす、而して彼れの事業は皇帝の死と共に何等根本的の動搖を來たすことなく

して千五百二十五年に至れり、勿論、此間に於て、時に多少の動搖を呈せしことなきにしもあらず、即ち之れを前にしては千五百二年を以て破裂せし精練者等の反抗運動之れを後にしては、千五百二十五年に於けるチロールの百姓一揆の如き主として其原因とする處は生活必需品の騰貴を以て其罪フッガーにありとなせしものなりとす、其他、ロゼンハイム市場の業者がバイエルンのウッヘルムに向つてフッガー以下二名を訴えしことあり、其理由とする處は彼等が主として銅の如き重量の物資を運搬する結果、通路を破壊するを以て之れに巨額の罰金を課す可きことなりとす、其後、此訴狀はウッヘルムよりアウグスブルグ市の當事者に下附せられしも千五百十八年を以て全く正當なる理由を有せざるものとして却下せらるゝに至れり。

ヤコブ・フッガーがチロール方面に活動せしと、略ぼ其時を同ふして彼れはガスタイン及ラウリスに於ける、金、銀塊を獲得せんが爲めにザルツブルグの鑛山に其手を延ばし、漸次スタイエルマルク方面に及ぼすに至れり、蓋しチロール方面に於てはフッガーは全く探掘事業より遠ざかり、只だ一個の之れが取引業務を營むもの

として既に探掘せられしものを取扱のみに過ぎざりしが、此状態は十六世紀の初期に至る迄、何等の變化を見ざりしものなりとす、之れに反してザルツブルグ方面に於ては彼れは一個の鑛主として之れが探掘の業にも其手を延ばせしものにして、如何なる方法の下に經營せられしやに就きては只だ僅かにフッガー文書館に千五百五年頃ガスタイン支局長たりしハンス・マイルホーファーに對する文書あるも、詳細の點は不明にして、只だ此地にありては探掘せられしものを取扱しと共に、他方面より銀鑛を買入れしこと、尙ほコレット・エパーをして銅より銀、銀より金を分離せしめ、而して銀塊は總てヴェニスに送附せしことなりとす。

次ぎに匈牙利にありてはカルパテンの方面、殊に鑛産物に豊富にして、此地方に於ける鑛山市クレムニツ、ノイツール、シエムニツ、キヨニスベルグ、ブカンツ、デルンリベテンの探掘事業に従事せしものにヨハン・ツルツォー・フォン・ペトレムファルバあり、彼れはクラカウの市民権を有し、且つ當時に於ける最も有力なる鑛山通の一人にして、即ち當時一種の排水機を發明して廢坑となりしものを利用すると共に、同時に鑛物分拆の方法に通曉せしものにして、(七)當時彼れが如何に重せられしかは、

一面、匈牙利方面に於て活動する彼れを見ると共に他の一面に於てゴスラー市文書館所藏文書の吾人に示すが如く、彼れは、此方面に於ても千四百七十年前後に於て最も有力なる鑛主として活動せしものなりとす。

註七、鉛によりて銀を含みたる銅鑛より銀を區別することは十五世紀の中期に至りては一般の知る處となり、而してツルツォーは始め此分析術をヴェニスに於て得しものにして此術たるや實に銅鑛採掘事業上に於ける最も記憶に價する發明にして、此術の發達と共に銅鑛の價値、收入、生産は著しき増加をなすに至れり。(Jakob Strieker, Studien zur Geschichte kapitalistischer Organisationsformen, s. 9. u. W. Mück, Der Mansfelder Kupferschieferbergbau in seiner rechtsgeschichtlichen Entwicklung, B. I. Geschichte des Mansfelder Bergregals; B. II, Urkunden des Mansfeld der Bergbaues, Eisleben, 1910, B. I, S. 57. u. Max Jansen, Jakob Fugger der Reiche, s. 133)

而して此鑛山通は千四百九十四年九月廿日を以てヨハン・コルビニウスよりノイソールに於ける一家屋及同市の内外に於ける銀、銅鑛を十六年間租借し、之れに對する借地料として年々千四百グルデンの仕拂を誓約せしものにして、其後、此契約はフュンフキルヘンの僧正によりて熾んに反對せられしも、幸に王マキシミリアンの調停によりて紛擾を見ることなく、而して當時、王が此問題に對して熱心に調停の勞をとりしは明かにフッガー家が此事業に對して財力上の援助を與えし

によるものなりとす、即ち當時ツルツォー對フッガーの契約によれば後者は開放後三年間一切の經營に必要な資金を調達すると共に鑛鑛所の設備費として二千グルデン其他借地料等(千五百グルデンに達す)をも合せ提供することを以てせり、而して鑛山其者の經營が略ぼ緒に就きし場合に於て彼等の最も頭を悩ませし問題は採掘せられたる鑛物の匈牙利及其附近の諸國に於ける自由交通の點なりとす、既に千四百九十六年一月二十七日を以てステファン・フォン・ツアポリヤ伯の如きは其領内の税關吏に告ぐるにヨハン・ツルツォーは既に多額の關稅を仕拂える故に爾來、税關に於ける課稅を免除す可きことを以てし、又、同年二月十七日、匈牙利王の名によりてフュンフキルヘンの僧正は匈牙利全國に向つて以止と同一の所置を採り、更に同年十月二十一日を以てシギスモント僧正はヨハン・ツルツォーがソールの市民なるより總て自余の市民と同じく關稅を免除す可きことを明かに告白せり、斯くの如くしてツルツォー、フッガーの協同事業に於て採掘せられし銅鑛は自由に匈牙利全國を通過し、且つ他に輸出し得るに至れり、尙ほ當時にありて銅の需要を最も多く感せしはニーデルラントにして只だ此方面に赴く陸路輸送

は好ましからざる結果よりして出来る丈け水路を利用することゝなれり、即ち之れが輸送の徑路に就きて見るにオーデルベルヒよりオーデル河を下りてステチンに至り海路リュベック及ハンブルグを経てアントワープに送られしものなりとす、但、鑛山地よりオデルベルヒに至る通路はテセン大公の所領に屬し、道路險惡なるを以てツルツォー自から之れが改善をなすに至れり、次ぎに波蘭方面に對してはツロクツの後方にある通路を経てワグの支流たるアルバを下り、ノイマルクトに達す、而して以上の通路は戰時の最も困難なりし際に不拘之れ亦たツルツォーによりて安全にせられ、且つ此の通路は更に延長してヴィスツラ河を経てダシチヒに達し、之れよりバルチック海方面に出づることゝなれり、更に南方に對する匈牙利産銅の集中地點はヴェニスなるを以て、ツルツォー、フッガーは千四百九十七年九月七日を以て時のフランセバニー伯と契約を結び、依りて以てアドリア海畔のツェングに達する通路を開き、此地より海上、ヴェニスに輸送せしものなりとす、更に、西部方面に輸送せらるゝ銅はドナウ河により、ウヰンを経てレゲンスブルグ、ミュンヘン殊にニュルンベルグ又た其一部はヴェニス方面に齎らされしもの

なりとす、而して奥國內に於ける關稅免除の特權は千四百九十八年三月十日殊に其翌年九月四日にマキシミアンがフッガー家より五千グルデンを借受けし場合に於て之れを確實にするに至れり、只だ其後、千五百二年に於てマキシミアンは匈牙利産銅の通過を困難ならしめんとせしかば、千五百四年、ツルツォーとフッガーとは共に王ウラヂスラウスを動かしてマキシミアンの舉を妨ぐるに至れり、而して當時、兩者の策の成功せし所以はマキシミアンは自家相續上の點より専ら匈牙利王と親好を結ぶの價値を信せしを以てなり、尙ほ此方面の輸送の初めて企てられしは千四百九十八年にして、匈牙利産銅二千四百九十二ツェントネルを積載せし船舶はドナウを溯りウヰンを経てレゲンスブルグに至り、其間の船賃四百グルデン、更に次年にありて總量四千百六十ツェントネルの銅を積載せる三艘の船舶は同じくレゲンスブルグに至れり、此際の船賃九百二十グルデンなりとす、尙ほ匈牙利産銅の取引に就きて當時最も重要視せられし方面はシュレジエンを通過する陸路にして、之れによりて一部はブレスラウを経てステチンに至り、一部はチュリングゲン方面に輸送の途を開けり、而して當時、通過の途次にあるブレス

ラウが外人の貨物に對して特に嚴重なる制限を附せしに不拘、フッガー輸出の銅に對して極めて寛大なりしは、直接此貨物の取引によりて利する處大なりしを以てなり、但、波蘭方面より齎らざる、鉛に就きては兩者の間に屢々紛擾を惹起すに至れり、吾人は更にフッガー文書館の材料によりて各地に於ける銅取引が如何なる状態に存せしやを明かにせんと欲す。

千四百九十五年より千五百四年に至る迄、ツルリヒ、フッガー兄弟會社が轉賣せし銅左の如し。

- 一、ノイツールよりプレスラウを経てフランクフルトに送られしもの 三七四ツセントネル
 - 二、ダンチヒより船便にてアントワープ及アムステルダムに送られしもの 二三九六〇
 - 三、ノイツールよりウキン、レーゲンスブルグを経てニュルンベルグに送られしもの 四六八九
 - 四、ゲオルゲンタール熔鑛所よりチュリゲン方面に送られしもの 四五五三六
 - 五、(a)ノイツールよりツエングを経てヴェニスに送られしもの 五一〇九
 - (b)ベツタウ及トリエストを経てヴェニスに送られしもの 六四九七
 - (c)フツゲラウよりタルビス及ボンタフェルを経てヴェニスに送られしもの 四七二七九
- 以上合計 一三三四四四

其他の銅即ち五六四五九ツセントネルは主としてシユレヂェン、普魯西及ザクセ

ンに於て賣却せらる、次に千五百四年より千五百七年に至る間は精確なる計算書なし、千五百七年より千五百十年に至る間に於てフッガー家によりて取引せられし銅は五萬六千二百八ツセントネルにして其分配状態左の如し。

- 一、ダンチヒより船便にてアントワープに 三二〇七八ツセントネル
 - 二、ステチン 四二三八
 - 三、ライプチヒ 四〇八
 - 四、ゲオルゲンタールよりニュルンベルグ、フランクフルト、ルネブルグ 一九一一九
 - 五、フゲラウよりヴェニス 三六六
- 以上合計 五六二〇八

次に千五百十年より千五百十三年の間にフッガー家の取引にかゝるものは十二萬九千四百八ツセントネル、而して之れが分配状態左の如し。

- 一、ダンチヒよりアントワープ、アムステルダム、リスボンに送られしもの 七七七三ツセントネル
- 二、ウキンを経てアウガスブルグ及ニュルンベルグに送られしもの 六六九
- 三、プレスラウを経てニュルンベルグに送られしもの 一二三
- 四、ステチンを経てアントワープに送られしもの 一六一一
- 五、ライプチヒを経てニュルンベルグ、フランクフルト、ルネブルグ、アントワープに送られしもの

- 一六二二四
- 六、ゲオルゲンタールよりニュルンベルグ、フランクフルト、ルネブルグに送られしもの 二五四六五
- 七、プラーグを経てニュルンベルグに送られしもの 七六九二
- 以上合計 一二九四一八

次に千五百十三年より千五百十六年の間に於ける之れが取引高は七萬五千九百二十ツ エントネルにして、其分配状態左の如し。

- 一、ダンチヒを経てニーデルラントに送られしもの 四九八二三ツエントネル
- 二、プラーグを経てニュルンベルグに送られしもの 三八八五
- 三、ライプチヒを経てニュルンベルグ及ルネブルグに送られしもの 一三六九
- 四、ゲオルゲンタールよりニュルンベルグ、フランクフルト、ルネブルグに送られしもの 一八九六七
- 五、ウキンを經てアウグスブルグ及ザルツブルグに送られしもの 一八七六
- 以上合計 七五九二〇

更に千五百十六年より千五百十九年の間に於ける之れが取引高は六萬八千六百五十五ツ エントネルにして、其分配状態左の如し。

- 一、ダンチヒよりニーデルラントに 四〇三四五ツエントネル
- 二、ノイツールよりウキンに 二三六
- 三、プレスラウを経てニュルンベルグに 一一二
- 四、ライプチヒを経てニュルンベルグに 九九三七
- 五、ゲオルゲンタールよりニュルンベルグ、フランクフルト、ルネブルグに 一八一二五
- 以上合計 六八六五五

更に千五百十九年より千五百二十六年の間に於ける之れが取引は十四萬三千八百八十二ツ エントネルにして、其状態は左の如し。

- 一、ダンチヒよりニーデルラントに 六三八七八ツエルトネル
- 二、ライプチヒよりフランクフルト及ルネブルグに 三七六四六
- 三、ゲオルゲンタールよりフランクフルト及ルネブルグに 四二三五八
- 以上合計 一四三八八二

而して以上の取引状態に於てヤコブ・フッカーの死に至る迄(一五二五)フッカー家が匈牙利方面の鑛山事業によりて確實に得し利益は七十一萬二千六百十八グルデンに達せしものなりとす、勿論、以上の取引期間に於て此有價物の輸送に對して加へられし損害亦た少からず、殊に當時の獨逸が百餘の小獨立國に分裂せし結果、諸侯の間に争鬭を繰り返す場合に於て若是等の諸侯の一がフッカーより軍資金を仰ぎし場合にありては他の諸侯は何等躊躇する處がなくフッカー輸送の貨物

を沒收せしものなりとす、即ち之れが一例を擧ぐれば、エムデン伯がフッガー輸送の銅六駄を掠奪せしことあり、當時ザクセン大公は伯に對して公式の抗議を提出せしに對してエムデン伯は之れに答へて自己は今掠奪せる銅を所有者に返すを欲せず、何んとなればヤコブ・フッガーは戰爭中、ザクセン大公に軍資金を供給せるものなるを以てなりと然かも、以上エムデン伯の言は事實に背きしに不拘、フッガーは遂に其銅を失ふに至れり。

斯くの如くヤコブ・フッガーを中心とするフッガー家は匈牙利方面の鑛山經營によりて巨額の利益を齎せしに不拘、此事業は開坑當時より同國人の嫉妬の標的たりしものにして、殊に此傾向は鑛山地方に於て甚しく、其或者はツルツォーとフッガーとは單に銅鑛より生ずる利益を以て満足せずして更に國內より銀塊を輸出し、以て王國の臣民及王立造幣局をして困難なる状態に陥るゝに至る可しとの流言を放すものあり、然かも兩者の協同的の事業が比較的順當に進行せし所以は實に匈牙利の主權者たる王ウラヂスラウスが積極的に之れが協同事業を保護せしによるものなりとす、然るに熱心なる此援助者は千五百十六年三月十三日を以

て此世を去るに至り、代つて位に即きしルドウ・ヒは未丁年者にして何等の定見を有せず、加ふるにフッガーによりて營まるゝ食料品の賣却は鑛山地方を根本的に破壊するものなりとの聲益々喧しく遂に千五百二十四年九月八日に催されし匈牙利議會は次の如き議決をなすに至れり。 *Bei Fugger und andere Fremde, welche die Schatzkammern des Reichs ausschöpfen und die Schätze ausser Landes führten, sollten entfernt und an ihre Stelle Ungarn gesetzt worden.* (八)

註八、Max Jansen, Jakob Fugger der Reiche, s. 173.

更に此場合に於て一部の亂民は猶太人エメリヒ・スツェレンチヒに煽動せられしかば、フッガーによりて使用せられし使用人と勞働者とは共に危険の其身に加えるゝと信じ匈牙利の地を捨て、波蘭に入り、又ツルツォーの子にしてヤコブ・フッガーの婿たるゲオルグ・ツルツォーの如きも遂に居をアウグスブルグに移するに至れり、斯くて三十年に亘りて非常なる富を齎らせし鑛山事業も千五百二十五年六月二十四日を以て一時悲惨なる最後を遂ぐるに至り、加ふるに、フッガー家の財力をして非常に増加せしめしヤコブ・フッガーも同年十二月三十一日を以て此世

を去るに至れり。

以上、匈牙利に於ける鑛山事業以外に、更にフッガー家が經營せしはシュレヂェンに於けるミュンスタールヒ・エールス大公の領内にあるライヘンスタインの金鑛にして、此金鑛はプレスラウに於けるフッガーの代表者リエンハルト・フォゲルが千五百二年來ライヘンスタインの組合員(フェルドネル、ヘグネル、ハインリヒ・ウルバー、ライスネル、ランゲル、ルスウルム、スタルツェデル)に資金を融通せしが、到底返却の見込立たざると共に、大公も亦た三千グルデンの負債を有せし結果、鑛山は千五百十一年を以て新たにツルツォー及フッガーの所有に歸する至り、爾來、鑛山の成績は良好にして、僅かに千五百十九年九月一日より千五百二十年八月三十一日に至る間に於て金の産額二百麻に達し、而して以上、産金額の大部分はニュルンベルグに於て賣却せられしものにして、其額は千五百二年八月より千五百十二年五月迄を通算する時は千百三十八麻となれり。



東洋唯一の清涼飲料は

天然放酸瓦斯と天然鑛泉を以て製造せる

三ツ矢……………サイダー

三ツ矢……………平野水

三ツ矢……………ラレジン

記念飲料……………コロナ

宮内省御用達

帝國鑛泉株式會社

本社 東京市日本橋區小網町
支店 大阪市北區會館
工場 津國平野